

☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～

「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」について

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省及び国土交通省より「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」について通知がありました。

通知の内容に関しては、原則、学校部活動を対象としていますが、適用可能な部分については、地域クラブ活動にも適用（※1）するとされていることから、国の通知を取りまとめた概要表を参考で送付いたします。

各地域クラブ活動において、貸切バス、レンタカー、自家用車等を移動手段として使用される場合には、添付の「安全管理チェックシート（事前確認用・当日確認用）」及び「フローチャート」を必要に応じてご活用ください。

（※1）添付資料の以下の部分を読み替えて活用してください。

「学校」	→ 「地域クラブ活動の運営団体・実施主体」
「学校の管理職」	→ 「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の責任者」
「部活動」	→ 「地域クラブ活動」
「教職員」	→ 「地域クラブ活動のスタッフ・指導者等」

に読み替えて適用するとされています。

日頃の地域クラブ活動の事故防止にお役立てください。🙏

☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～☆～

くだまつ地域クラブ活動の補助金制度の申請を随時受付しています。

ぜひご活用ください。💡

制度についてご不明な点がございましたら、申請前に

部活動地域移行支援室（0833-45-1006）までお問い合わせください。

□□くだまつ地域クラブ活動（スポーツ）ホームページも随時更新中♪□□

登録団体の情報についても掲載しています(^_^♪

各団体の掲載内容の変更がある場合は下記までご連絡ください。

・。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。

部活動地域移行支援室

電話:0833-45-1006 FAX :0833-41-6880

メール:chiikiclub@k-kanrikousha.or.jp

ホームページ:<https://k-kanrikousha.or.jp/chiikiclub/top.html>

・。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ①

資料 1

令和8年5月、部活動の遠征のためのバスによる移動中に死傷者が出る重大な事故が発生したことを受け、文部科学省と国土交通省は「学校教育等に関する移動の安全確保に向けた連絡会議」を設置し、自動車による移動時の安全確保について対策をとりまとめた。

1. 事故の概要

- 令和8年5月6日、学校法人北越高等学校の部活動の遠征のため、マイクロバスによる移動中に、生徒に死傷者が出る重大な事故が発生
- 事故に至る経緯等については現在も捜査中であるが、北越高校と蒲原鉄道との間で認識が異なっている状況。両者は、当該バスの手配について、事前に見積書や契約書を交わしていなかったと回答

2. 今後の対策

- 教育課程内の活動においては、移動が必要となる場合、原則、公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本。教育課程外その他の活動においても、特に長距離・長時間の移動が必要となる場合、地域の実情も踏まえつつ、利用可能な範囲で、公共交通機関等の利用も含めて移動手段を検討することが重要

（1）ガバナンスの徹底

- 学校の設置者は、学校教育等における移動の安全確保について設置する学校に対して適切に管理運営。学校及び交通事業者等は、安全確保のための措置について、契約内容等の書面での確認を含め、担当者任せにせず、組織として対応
- 学校の管理職は、学校における「安全管理の責任者」であり、学校外で行う部活動を含む学校管理下の校外活動のための児童生徒の引率計画や教職員の出張について、書面等による事前承認を含む安全管理を徹底
- 学校は、児童生徒の校外活動の計画について、書面等により、保護者に対して事前に連絡

（2）適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- 学校は、法令に基づく許可又は登録を受けた交通事業者等であることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度を参考にすると、適切に交通事業者等を選定
- 貸切バス事業者、レンタカー事業者、旅行業者は、事前に学校に対して書類の交付が必要な場合、適切に交付
- 学校、交通事業者等とともに、自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化。契約に関する書面については整理して保存

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策（令和8年6月）概要 ②

（3）レンタカーでの契約の在り方

- 学校は、レンタカーを利用する場合、レンタカー事業者以外の事業者等に依頼せず※1、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行
- 学校は、レンタカー契約に際して、実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、マイクロバスを借り受ける場合における運行区間、行先、利用者人数、使用目的等を網羅的かつ適切にレンタカー事業者に申請
- レンタカー事業者以外の事業者等は、学校に代わってレンタカーを手配しない※1

※1 法令上の登録を受けた旅行業者等を介してレンタカーを手配する場合を除く。

（4）自家用自動車・レンタカー利用の際における「安全管理チェックシート」の活用

- 学校の教職員は、部活動の遠征等のための生徒の引率に当たって、自家用自動車やレンタカーを使用する場合、「安全管理チェックシート」を参考に、①事前に引率計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認、②当日出発前に引率の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を行う

その際、学校の管理職は、引率計画や移動計画等について、書面等による事前承認を徹底

（5）運転者の手配の在り方

- 学校は、自家用自動車やレンタカーの使用の際には、学校自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等※2に直接依頼し、適切に契約
- 事業者等は、関係法令で認められている場合を除き、運転者の手配の依頼があっても、手配しない
- 学校は、その責任において手配する運転者について、適切かつ有効な運転免許を保有していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認

※2 自家用自動車管理業者や許可を受けている労働者派遣事業者又は職業紹介事業者等

（6）教職員等の同乗について

- 学校は、児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等（部活動指導員、保護者等も含む。）が同乗することが望ましいことを踏まえ、必要な教職員等を適切に配置

（7）安全意識の啓発・研修等

- 学校の設置者は、学校の管理職や児童生徒の引率において運転者となることが想定される教職員を対象として、安全管理の責任者や運転者としての安全意識の啓発・研修等を実施することが望ましい
- 学校の管理職は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努めるとともに、国土交通省の地方運輸局等においても、教育委員会や都道府県私学担当部局その他校長会・教頭会等が学校の管理職に対して研修を実施する際に、運輸安全マネジメントの啓発を行うなど、研修への協力に努める

*部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、適宜読み替えて適用する。

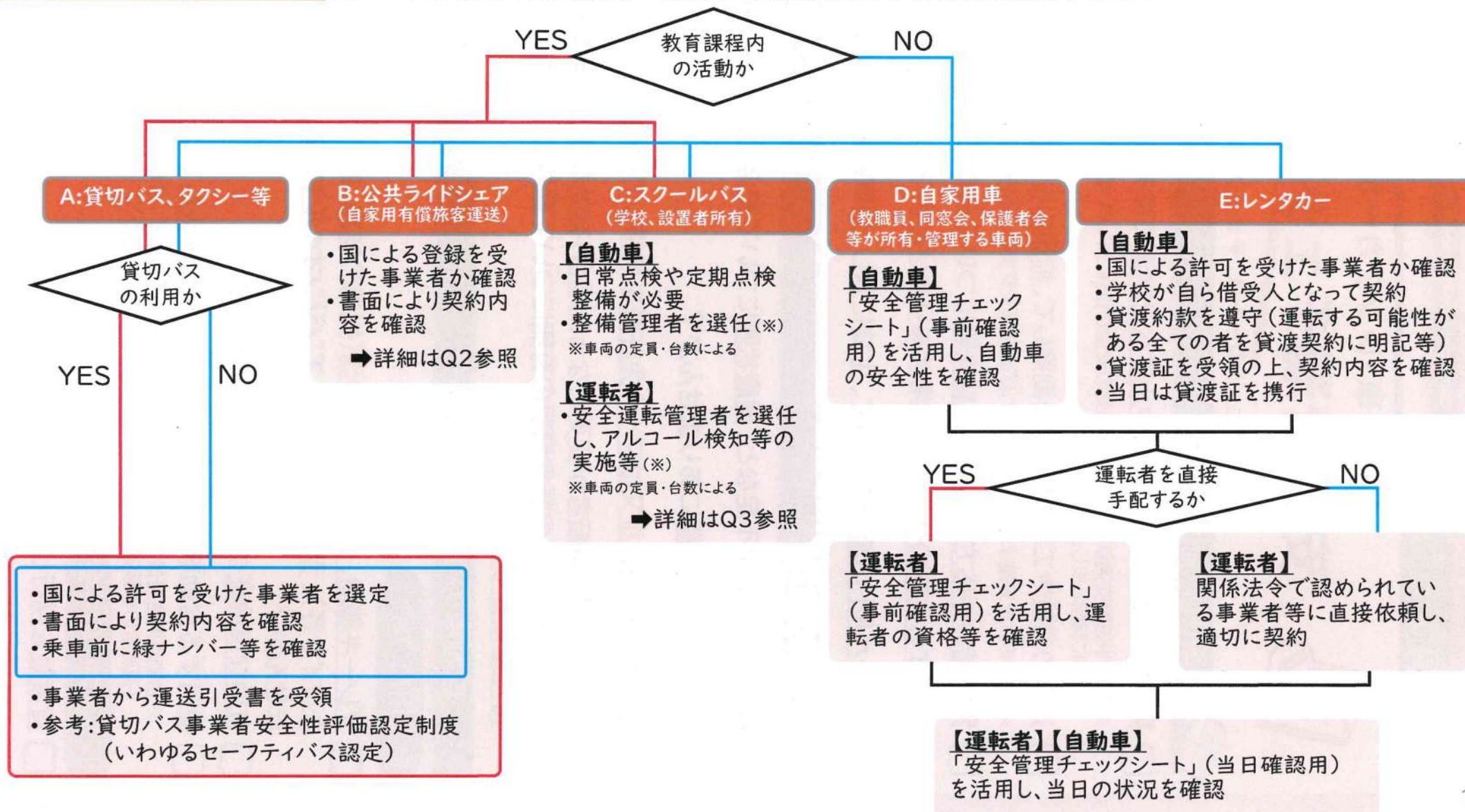
学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 フローチャート(学校用)

資料 2

- 適切な移動手段を検討の上、次頁以降に示すQ&Aも参照し、各移動手段に応じた留意点を踏まえて対応すること。
- 引率計画において書面等により管理職の承認を事前に得ること。

移動手段の検討の流れ

※このほか、公共交通機関の利用が可能な場合、その利用も検討すること





自家用車・レンタカー利用時 安全管理チェックシート

**事前確認
用**

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の計画

☐ **引率計画**(下記項目を含む)について、書面等により、**管理職の承認**を得ましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 引率する生徒(人数、氏名)
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 使用する自動車(定員数、管理者)
- ◆ 生徒が乗車する車両への同乗者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

※無理のない移動(運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案)を計画しましょう。

<参考> 貸切バス等乗務者の場合

- ・ 運転時間(1日9時間以内《2日平均》)
- ・ 連続運転時間(4時間以内《概ね2時間までに努める》)
- (運転中断は10分以上/回、合計30分以上) 等

☐ **校外活動等の計画**(下記項目を含む)について、書面等により、**保護者に連絡**しましたか？

- ◆ 日程、行程
- ◆ 費用負担
- ◆ 引率者、運転者
- ◆ 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等

☐ **運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応**を決めていますか？

運転者

☐ **運転者は有効な運転免許を保有していますか？**☐ **運転者に、事故歴や交通違反歴などの懸念事項はありませんか？**

<参考> 乗合バスやタクシー、公共ライドシェアの運転者の場合

- ・ <乗合バス・タクシー>事故惹起運転者(死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者)は、特別な指導及び適性診断を受診。
- ・ <公共ライドシェア>2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。
(例えば、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により事故歴を把握可能。)

☐ **(レンタカーの場合)実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？**

※ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど貸渡約款を遵守しましょう。



自動車(自家用車の場合)

☐ **使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？**

※ 定期点検整備の実施は、法令上の義務です。

☐ **使用する自動車には、有効な車検証を備え付けていますか？**☐ **使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？**

※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう。事業用自動車・公共ライドシェアは任意保険への加入が法令上義務付けられています。)



安全管理チェックシート

当日確認
用

※本チェックシートは、チェックした後に管理職に提出しましょう。



引率の実施

- ☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、適切に判断しましょう。
- ☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行いましょう。
- ☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？
- ☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
- ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？



運転者の状況

- ☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
- ☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？
- ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
- ☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反歴などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者ですか？



自動車の状況

自家用車の場合

- ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
- ☐ 有効な車検証を備え付けていますか？
- ☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？
※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう(運転者の保険適用範囲など補償内容も確認しましょう)。

レンタカーの場合

- ☐ 貸渡証を携行していますか？